

I C T 専任講師登録制度

【実施要領】



i-Construction

四国地方整備局インフラDX推進本部会議

四国 I C T 施工活用促進部会

令和6年12月

1. 本制度の目的

I C Tの先駆者を「I C T専任講師」として登録し、必要な時に実践的な支援等が受けられることにより、更なるI C T活用工事の普及促進を図るとともにI C Tの内製化を推進することを目的とする。

I C Tの活用について、幅広く一般に導入できる状況を目指し、技術面においてサポートするものである。

2. I C T専任講師の活動内容

I C Tの先駆者をI C T専任講師として、四国地方整備局インフラD X推進本部会議に登録を行い「I C T専任講師登録名簿」を四国地方整備局i-Construction推進ホームページ（以下、「四国地整i-Construction HP」という）に掲載している。

I C Tの支援等を必要とする者（自治体や特殊法人等）や受注者（測量会社、建設コンサルタント会社、建設会社等）が、四国地整i-Construction HPに掲載する「I C T専任講師登録名簿」の内容を参照し、条件に合うI C T専任講師から相談や助言、技術的指導を依頼する時に参考とすることができる。

I C T能力区分は講師が支援できる内容であり、区分については以下のとおりである。

区分Ⅰ	・・・	3次元起工測量（測量から点群データ作成）
区分Ⅱ	・・・	3次元設計データ作成
区分Ⅲ	・・・	I C T建設機械による施工関係
区分Ⅳ	・・・	3次元出来形管理等の施工管理
区分Ⅴ	・・・	総合マネジメント（施工計画）

3. 依頼の方法

I C T専任講師への依頼は、「四国地整i-Construction HP」の「I C T専任講師名簿」を参考に直接依頼を行うものとする。

依頼をされたI C T専任講師は、申請者へ直接回答するものとする。

なお、受注者が依頼する内容によりI C T専任講師が支援できない場合があることに留意するものとする。

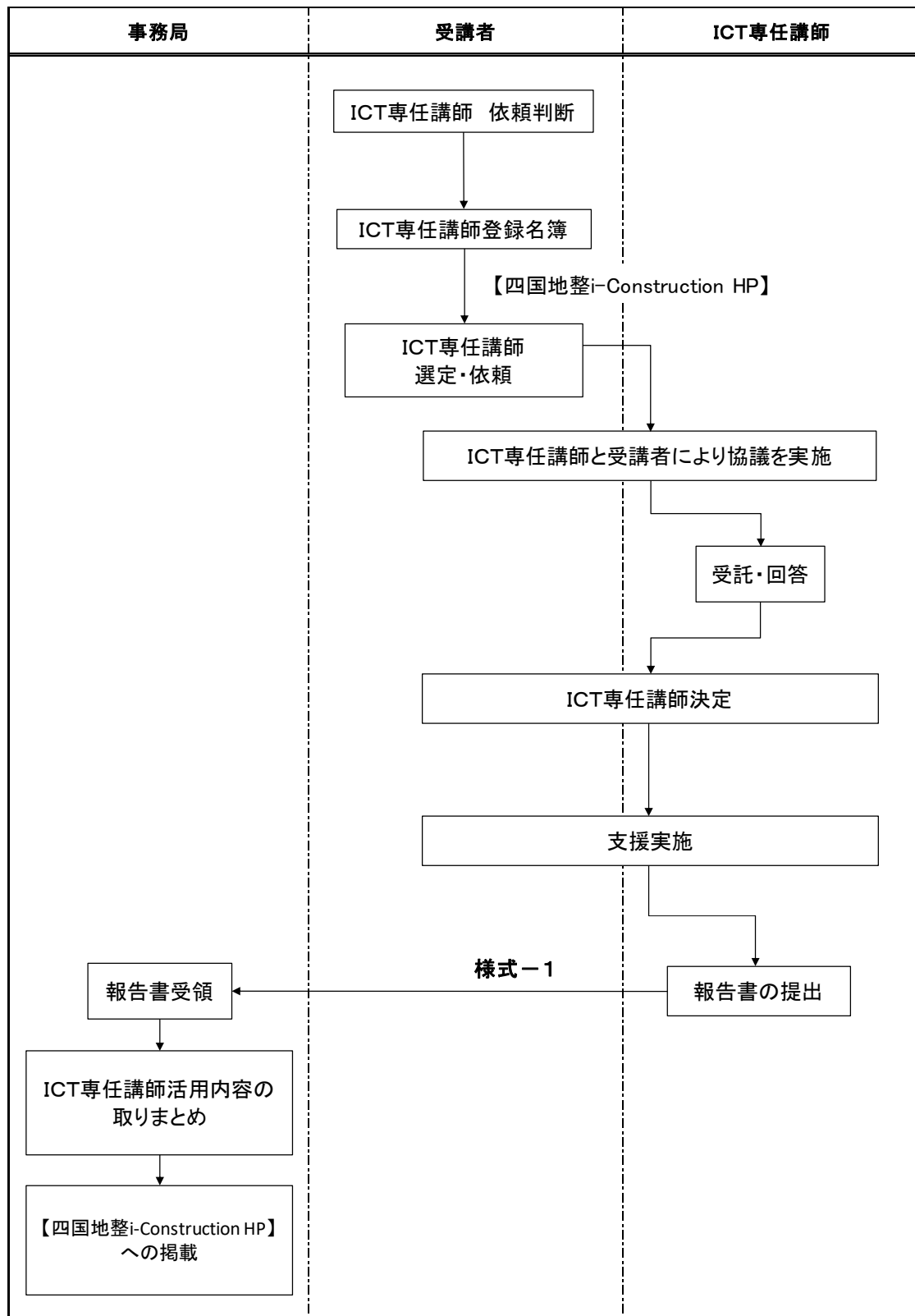
また、実施において不利益等が生じた場合は、I C T専任講師と依頼者間で解決するものとする。

4. 実施状況報告

支援終了後、実施報告書（様式－1）を作成し、事務局へ提出するものとする。

受領した報告書は事務局でとりまとめを行い、活動報告として「四国地整i-Construction HP」へ掲載する。

「依頼から実施までのフロー」



5. 費用負担

技術支援に対する費用は I C T 専任講師と依頼者で協議し決定するものとする。

6. 依頼者の責務

I C T 専任講師の支援に基づき実施した事項に対する責任は、依頼者が負うものとする。

7. 実施報告書の提出先、問い合わせ先

提出先 : 「 I C T 専任講師登録制度」事務局

提出方法 : 電子メール メールアドレス: icon-s88ok@mlit.go.jp

(四国地整 インフラ D X 四国相談室)

I C T 専任講師 実施報告書

1	依頼日	
2	対応ICT専任講師 会社・氏名	
3	依頼者所属 氏名	
4	依頼及び問合せ内容	
5	対象人数(講習会、現地指導等の場合)	
6	有償又は無償	

7 アドバイス及び実施内容を記入して下さい。

--

8 実施状況の写真等があれば添付願います